

第5章

施策体系と施策の方向性等

【基本方針】 障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する

施策目標1 お互いに認め合い支え合っくらすまちづくり

施策体系1 障害や障害のある人に対する理解の促進

- 施策の方向性
- (1) 市民等に対する啓発
 - (2) 市民交流の促進
 - (3) 福祉ボランティア活動の推進
 - (4) 障害を理由とする差別の禁止への取組

施策体系2 権利擁護の推進

- 施策の方向性
- (1) 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進
 - (2) 障害者虐待防止への取組
 - (3) 参政権の保障
 - (4) 消費者相談の充実

施策体系3 積極的に社会参加できる社会環境づくり

- 施策の方向性
- (1) 社会参加意識の向上と参加しやすい環境の整備
 - (2) 障害者スポーツの振興
 - (3) 芸術文化活動の振興

施策体系4 分かりやすい情報発信とコミュニケーション(意思疎通)支援の強化

- 施策の方向性
- (1) コミュニケーション(意思疎通)支援の充実
 - (2) 市政情報の提供への配慮

施策体系5 相談支援体制の強化

- 施策の方向性
- (1) 地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上
 - (2) 障害者地域自立支援協議会を中心とした支援体制の強化
 - (3) 専門相談機能の充実
 - (4) 地域移行・地域定着の支援体制の強化

施策目標2 自立した地域生活の促進	
施策体系1 地域での自立した暮らしの充実	
施策の方向性	(1)居宅介護等の充実 (2)日中活動の場の確保と支援の充実 (3)住まいの場の確保と住環境整備 (4)障害福祉サービス等の質の向上 (5)障害福祉サービスの安定的供給への取組 (6)所得保障の充実
施策体系2 保健医療の充実	
施策の方向性	(1)障害の原因となる疾病の早期発見・早期支援 (2)ライフステージに対応した保健医療体制の充実 (3)難病患者に対する支援 (4)救急救護体制の整備
施策体系3 こころの健康づくりの推進	
施策の方向性	(1)精神疾患の早期治療の推進 (2)精神疾患の治療・回復への支援 (3)身体合併症患者の医療対策の実施 (4)うつ病対策の推進 (5)ひきこもり対策の推進 (6)自殺対策の推進

施策目標3 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	
施策体系1 自立や社会参加につながる育み	
施策の方向性	(1)発達の遅れに対する早期発見・早期支援と関係機関の連携 (2)児童発達支援の提供体制の充実 (3)専門相談体制の充実と身近な相談先の確保 (4)保育所・幼稚園等の受入体制の整備 (5)地域等における支援の担い手の育成 (6)放課後・長期休業中の支援の実施 (7)教育と福祉の連携体制づくり (8)ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討
施策体系2 一人一人のニーズに応じた教育の推進	
施策の方向性	(1)インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築 (2)一人一人のニーズに応じた教育の実施

施策目標4 生きがいをもって働くことができる社会づくり	
施策体系1 就労支援の推進	
施策の方向性	(1)様々な関係機関等の連携による就労支援 (2)障害のある人の働く力の向上 (3)障害福祉サービス事業所の障害のある人を支える力の向上 (4)福祉的就労の底上げ
施策体系2 雇用を促進する環境づくり	
施策の方向性	(1)企業等における障害特性等に係る理解の促進 (2)企業等の雇用する力の向上

施策目標5 生活しやすい社会環境の整備	
施策体系1 誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくり	
施策の方向性	(1)人にやさしいまちづくりの推進 (2)こころのバリアフリーの普及
施策体系2 安心・安全な生活を送るための環境づくり	
施策の方向性	(1)地域福祉団体等の協力による見守り活動等の推進 (2)建築物の耐震化の推進 (3)コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達 (4)避難所生活への支援と福祉避難所の設置 (5)障害のある人の安心・安全の確保

施策目標ごとの「具体的な取組」項目

施策目標		具体的な取組項目		
			新規	充実
1	お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり	67	9	19
2	自立した地域生活の促進	59	11	13
3	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	37	7	10
4	生きがいをもって働くことができる社会づくり	21	4	6
5	生活しやすい社会環境の整備	22	3	8
合計		206	34	56

*新規、充実は内数

【施策目標 1】

お互いに認め合い支え合っくらすまちづくり

1 障害や障害のある人に対する理解の促進



現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、福祉施策への要望として、障害のある子どもからは「障害のある人に理解と関心を持ってもらうための施策」が、また、精神障害のある人からは「精神障害やてんかんへの理解を促進する施策」が高くなっています。障害や障害のある人に対する理解や啓発のさらなる充実を求める声が多く寄せられています。
- 平成23年8月に「改正障害者基本法」が施行され、障害のある人は権利の主体であること、障害者の定義における「医学モデル」から「社会モデル」への転換、社会の側が「合理的配慮」を行っていかねばならないことなどが明確化されています。行政はもとより、企業や教育機関、地域社会全体に対し、「社会モデル」による障害者観や「合理的配慮」の必要性の啓発が求められています。
- 入所施設や精神科病院に入院・入所している人については、地域生活への移行と定着に積極的に取り組んでいく必要がありますが、そのためには、地域住民の理解と協力をさらに進めていく必要があります。
- 障害のある人もない人も相互に交流できる機会は多くなく、障害や障害のある人への理解を推進するためには、障害者団体や地域住民団体などとも協力して、交流の機会を広げることが必要です。
- 市民のボランティア活動への参加は、障害や障害のある人を正しく理解する貴重な場であり、市民参加の福祉ボランティア活動をさらに推進していく必要があります。
- 国においては、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定に向け、差別の定義、「合理的配慮」の考え方、差別事案に対応する体制や具体的な対応手順など、法制度の内容が議論されています。今後、法制度の制定を受けて、積極的に対応する必要があります。

施策の方向性

(1) 市民等に対する啓発【重点取組】

広報冊子の作成，イベント，各種広報誌やマスメディアの活用，企業や学校，地域社会などを通じ，社会モデルによる障害者の定義や，合理的配慮の必要性などをはじめ，市民等が障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深め，お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。

<具体的な取組>

- 障害者週間（12月）等における障害者団体をはじめとする民間団体や公的機関等と協力した啓発活動の実施〔充実〕
- 障害者雇用支援月間（9月）における京都労働局や京都府と協力した啓発活動の実施
- 各種広報誌やマスメディアの活用等様々な機会を利用した，市民にとって分かりやすく理解が得やすい広報・啓発〔充実〕
- 学校や地域における理解と認識を深めるための福祉教育・啓発の推進〔充実〕
- 障害に関するシンボルマークの普及

(2) 市民交流の促進【重点取組】

障害のある人とない人が交流する機会を創出するとともに，障害者団体や地域住民団体，福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を積極的に支援していきます。

<具体的な取組>

- 「ほほえみ広場」をはじめ障害のある人もない人も参加できる催しの開催や交流の機会の確保〔充実〕
- 市民が主体となって実施する障害のある人とない人の交流事業への支援〔新規〕

(3) 福祉ボランティア活動の推進

「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（平成21年3月策定）に基づき，福祉ボランティア活動やボランティアグループへの支援を行っていきます。

<具体的な取組>

- 福祉ボランティア活動の拠点である福祉ボランティアセンターの運営
- 福祉ボランティア活動の市民への情報発信
- 福祉ボランティアを養成する講座の開催
- 福祉ボランティアの交流を図る取組の実施

(4) 障害を理由とする差別の禁止への取組

国では「障害者差別禁止法（仮称）」が、また京都府では「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」が制定されることになっており、国や京都府と連携して障害を理由とする差別の禁止に関わる啓発に努めるとともに、法制度等に基づく取組を積極的に展開していきます。

<具体的な取組>

- 市民等に対する障害を理由とする差別の禁止に関する広報・啓発〔新規〕
 - 国や京都府との連携による障害を理由とした差別事象に対する対応〔新規〕
-

2 権利擁護の推進



現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、主な介助者の多くは、「父・母」、「夫又は妻」、「兄弟姉妹」などの家族であり、そのうち「60歳以上」の方は、身体障害のある人では約7割、知的障害のある人では5割台半ば、精神障害のある人では約7割を占めるなど、年々高齢化が進む傾向にあります。介助する家族においては、いわゆる「親亡き後」を心配する声があるように、高齢化に伴って将来への不安が増していることがうかがわれます。
- 障害のある人の声を京都市政や国政などに反映させることは重要なことであり、選挙権が保障され、また、市政に容易に参加できる環境の整備に努める必要があります。
- 障害のある人にとって、権利利益が守られ、安心して社会生活を営んでいくために、成年後見制度は重要な役割を果たしています。近年、制度利用が増えてきていますが、家族の高齢化や制度周知に伴って、さらに利用ニーズは増えていくものと考えられます。
- とりわけ、知的障害や精神障害のある人は、自分の意思が正確に伝えられないことがあるため、消費・金銭等の契約等に関するトラブルに巻き込まれやすく、その予防や救済に取り組むことが必要です。
- 本市では、障害のある人の権利擁護を推進するため、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を運営し、講演会やシンポジウムの開催、成年後見制度や日常生活自立支援事業を分かりやすく紹介したパンフレットを発行するなどの取組を行ってきました。さらに、平成24年4月に「京都市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の利用を必要とする方の相談から制度利用に至るまでの一貫した支援を行っています。
- 知的障害のある人が、比較的年齢の若いときから成年後見制度を利用することになった場合、高齢者と比べると後見期間が長期になってきます。このため、個人が後見人として対処していくことには限界があり、制度の利用促進のためにも、法人後見人等、長期に安定して後見できる体制を検討する必要があります。
- 成年後見制度は、制度運用上の課題等が残っているため、本人の権利が侵害されないよう適切な制度利用に留意する必要があります。また、成年後見人・保佐人・補助人は、利用者本人の思いやニーズを積極的に汲み取り、本人の自己決定をできる限り実現するように働きかける必要があります。
- 平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されましたが、障害のある人に対する虐待の防止、虐待があった場合の早期発見と迅速・的確な対応に積極的に取り組んでいかなければなりません。

施策の方向性

(1) 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進

自己の判断のみでは意思決定が困難な障害のある人は、支援がなければ日常生活に支障が生じたり、契約行為等が困難となる場合があります。成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などに取り組んでいきます。

また、成年後見制度の利用までは必要ない人でも、日常生活上の金銭管理に不安を抱えている人も多く、このような方の生活を支援していきます。

<具体的な取組>

- 障害のある人の権利擁護を推進するためのネットワークの構築
- 障害のある人の利用促進に向けた成年後見制度等権利擁護に関する広報・啓発
- 成年後見支援センターにおける成年後見制度をはじめ権利擁護に関する相談対応や制度利用への支援
- 市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援
- 日常生活上の金銭管理に不安のある人への支援〔充実〕
- 司法関係者や地域生活定着支援センター等と連携した触法障害者への支援〔充実〕

(2) 障害者虐待防止への取組

障害者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、市民等から通報があった場合には迅速に対応していきます。

<具体的な取組>

- 市民等に対する障害者虐待に関する広報・啓発
- 家庭等で障害者虐待があった場合の被虐待者やその養護者への支援〔充実〕
- 障害福祉サービス事業所等で障害者虐待があった場合の被虐待者への支援と事業者への指導の実施

(3) 参政権の保障

障害のある人の声を京都市政や国政などに反映させることは重要なことであり、市政や国政に参加できる環境の整備に努めます。

<具体的な取組>

- 投票所の様々なバリアの除去
- 選挙公報の点字版・音声版等の配布
- 国に対する政見放送における手話通訳挿入放送や字幕放送の制度化の要望

(4) 消費者相談の充実

消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、障害のある消費者等が被害やトラブルに遭ったときの専門相談にに応じていきます。

<具体的な取組>

- 消費生活総合センターにおける消費者相談の実施
 - 障害のある人やその家族等に対する消費者被害やトラブルの未然防止，拡大防止に向けた啓発
-

3 積極的に社会参加できる社会環境づくり



現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、外出回数（仕事・通学以外の場合）が「月10回未満」の比率が高くなっています。また、スポーツや文化活動等の社会参加の状況においては「参加していない」が身体障害、知的障害、精神障害のある人いずれにおいても7割台後半を占めている状況であり、より一層、社会参加の促進を図る必要があります。
- 障害のある人もない人も共に地域で暮らす社会の実現に向けて、社会、経済、文化、スポーツ等様々な活動への参加を促進していくためには、障害のある人の参加意欲を高める一方、参加しやすい環境を整える必要があります。
- 平成23年制定の「スポーツ基本法」では、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮」をすることが明記されるとともに、この理念を踏まえた本市の「市民スポーツ振興計画」では、「アダプテッドスポーツ（障害のある人等に合わせたスポーツ）の普及・充実」を主要施策の一つに掲げています。
今後、ボランティアの専門知識や技術の取得を支援し、資質の向上を図るとともに、障害のある人が気軽に障害者スポーツを楽しめる機会や競技の場の確保にも目を向けていく必要があります。
- 近年では、個性や創造性あふれる障害のある人の芸術文化活動によって創作される作品の芸術性を評価する動きが各地で見られるようになってきており、このような活動を助長していくことが必要です。

施策の方向性

(1) 社会参加意識の向上と参加しやすい環境の整備

障害のある人の社会参加への意欲を高めるための啓発や参加への支援を行う一方、ハード面だけでなく経済的な負担軽減などのソフト面からも参加しやすい環境を整備していきます。

<具体的な取組>

- 障害のある人に対する社会参加意識の向上に向けた広報・啓発
- 精神障害のある人が気軽に立ち寄れる場の確保
- 障害者団体への活動支援や協働による社会参加活動の推進〔充実〕
- 社会参加活動に利用する市バス・地下鉄やタクシーの負担軽減
- 動物園や二条城等本市の公共施設の利用料減免

(2) 障害者スポーツの振興

障害者スポーツの普及を図るため、指導できる人材の育成に努めるとともに、障害者スポーツが楽しめる機会や場の確保に努めます。

<具体的な取組>

- 障害のある人が障害者スポーツを楽しめる場の提供
 - 障害のある人を対象とした各種スポーツ大会等の実施や支援
 - 障害者スポーツの指導者の育成
 - 障害のある人が楽しめる各種障害者スポーツの紹介や広報〔新規〕
 - 障害のある人が利用できるスポーツ施設の拡大に向けた働きかけ〔新規〕
 - 障害者スポーツ等を通じた障害のある人とない人の交流事業の実施
-

(3) 芸術文化活動の振興

芸術文化活動を行う障害のある人の拡大につながるよう、作品制作活動の場や創作された作品の展示の場の確保、さらには作品の商品化などに取り組んでいきます。

<具体的な取組>

- 障害のある人が芸術文化活動を行うことのできる場や展示する機会の拡充
 - 障害のある人が創作した作品等の顕彰
 - はあと・フレンズ・プロジェクトにおける創作作品等の商品化の検討〔新規〕
-

4 分かりやすい情報発信とコミュニケーション(意思疎通) 支援の強化



現状と課題

- 本市では、視覚障害や聴覚障害のある人等コミュニケーション障害のある人に情報を提供する機能を持つ「京都ライトハウス」や「京都市聴覚言語障害センター」と協力して、地域生活を送る上で必要な情報を提供しています。
- また、「市民しんぶん」において音声版、点字版及び文字拡大版等を発行するなど、コミュニケーション障害のある人への情報提供に配慮していますが、行政サービス情報や市政参加情報がさらに的確かつ広汎に伝わるよう、一層の配慮が必要です。
- さらに、「障害者基本法」が改正されて「手話」が初めて言語として認められたことなど、障害のある人の尊厳が損なわれることのない社会や障害のある人のコミュニケーション手段が確保される社会を目指すことが求められています。そのためには、コミュニケーション障害のある人への配慮について、市民に正しい理解を広報・啓発する必要があります。

施策の方向性

(1) コミュニケーション(意思疎通)支援の充実

視覚障害、聴覚障害及び知的障害等があって意思疎通に障害を伴う、いわゆるコミュニケーション障害のある人の生活の向上に向け、コミュニケーションのために必要な支援を実施するとともに、支援に必要な人材の育成を図ります。

また、コミュニケーション障害のある人が容易に情報へアクセスできるよう、市民や事業者に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

<具体的な取組>

- 市民や事業者等に対するコミュニケーション障害のある人への配慮事項の周知・啓発〔充実〕
- コミュニケーション障害のある人が情報を入手しやすいように工夫されたパソコンソフトの普及
- 身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児への補聴器購入に係る支援
- コミュニケーション障害のある人へのコミュニケーション支援員（手話通訳者等）の派遣やその養成〔充実〕
- 市役所及び区役所等への手話通訳者の配置
- 聴覚障害のある人に対応できる筆談具設置の促進
- 言語等による意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援員の派遣

(2) 市政情報の提供への配慮

コミュニケーション障害のある人をはじめ、どの障害のある人にも重要な行政情報が的確かつ広汎に伝わり、また市政への参加も容易となるよう、刊行物の音声版、点字版や文字拡大版等の作成、音声読上げができるホームページの作成、会議やイベントへの手話通訳者等の配置など、合理的配慮を行います。

<具体的な取組>

- 冊子やホームページ等様々な手法による市政情報の積極的な提供
 - 障害のある人のニーズに応じた分かりやすい市政情報の提供
 - 重要市政情報の提供やパブリックコメントにおける点字版等の作成〔充実〕
 - 音声読上げが可能なテキスト版でのホームページの作成〔充実〕
 - 市政情報誌における色覚障害のある人に配慮した色使いの普及〔充実〕
 - 会議やイベントにおけるコミュニケーション支援員の配置〔充実〕
-

5 相談支援体制の強化



現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、「利用を希望する施設・障害者施策」について、「地域で生活するうえでいろいろな相談にのってくれる窓口（障害者地域生活支援センター）」の利用希望が高くなっています。

また、障害のある子どもの家族を対象に「障害判定時の悩み」を問うたところ、「療育上の相談相手がなかった」が、身体障害のある子どもで36.0%、知的障害のある子どもで40.7%と最も高い比率であり、療育実施機関の充実と併せて、地域での身近な相談機関の必要性が明確になっています。

さらに、「悩みごとの相談先」については、どの障害種別からも「市の相談窓口」が5割以上と高い比率になっており、その他には「社会福祉施設の職員」、「学校・会社」、「医療機関」、「家族・知り合い」など、障害や年齢、その人の生活パターンに応じた身近な支援者が担っている現状にあります。

- 「障害者自立支援法」の一部改正（平成24年4月施行）により、すべての障害福祉サービス利用者について、平成26年度末までにサービス等利用計画を作成することになっており、計画作成を担う指定特定相談支援事業所の拡大が求められています。

また同時に、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への助言・指導や資質向上研修を実施する機関として「基幹相談支援センター」が法制化され、相談支援体制の強化が求められています。

- 京都市内には、障害のある人の相談に応じる体制として、地域の身近な相談窓口である福祉事務所や保健センター、障害者地域生活支援センターのほか、専門的な相談窓口として身体障害者リハビリテーションセンター、こころの健康増進センター、京都障害者就業・生活支援センターなど、福祉・保健・医療・労働等の内容に応じた多くの相談支援機関があります。

相談の中には、複合的な問題を抱えており、ひとつの施策や制度、機関だけで対応することの難しい事例があるため、相互の連携と情報共有が求められています。

- 相談支援は、障害に関する生活のしづらさや困難に幅広く対応するための入口となるものであり、障害のある人自らの意思決定に配慮しつつ、障害のある人や家族のニーズを聞き取りながら支援を進めることが重要です。
- 入所施設や精神科病院に入所・入院している人については、地域生活への移行と定着に積極的に取り組んでいく必要があります。これらを支援する指定一般相談支援事業所の設置促進を図る必要があります。

施策の方向性

(1) 地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上【重点取組】

障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、地域の身近な窓口である福祉事務所や保健センター、障害者地域生活支援センターにおいて、障害のある人本人の意思を尊重したきめ細やかな相談支援の提供に努めるとともに、相談機能の拡充を図ります。

さらに、福祉サービスの利用者に対してサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組むとともに、相談支援専門員が利用者の障害特性に対応できる能力や知識を習得し、障害のある人に寄り添ったケアマネジメントができるよう技術研修を実施するなど、相談支援事業所を後方から支援する体制づくりに取り組みます。

また、ピアカウンセラーである障害者相談員や発達相談員による相談支援の充実や活動の強化を図ります。

<具体的な取組>

- 福祉事務所や保健センターにおける相談支援の実施
- 3障害いずれの相談にも応じることのできる「障害者地域生活支援センター」に向けた機能拡充〔充実〕
- 指定特定相談支援事業所の設置促進に向けた事業者への働きかけ〔新規〕
- 地域における相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」の設置と指定相談支援事業所への後方支援〔新規〕
- 京都府が実施する相談支援専門員の養成に対する側面的支援
- 障害者相談員や発達相談員による相談支援及び障害者団体との協働による活動の実施

(2) 障害者地域自立支援協議会を中心とした支援体制の強化

京都市内を5圏域に分けて設置している「障害者地域自立支援協議会」において、1機関だけでは対応が難しい事例や虐待事例について、地域の関係機関が連携・協働して支援していきます。また、活動を通じて地域における課題の抽出や解決に向けた専門部会の設置運営を行うなど、地域の支援体制の充実に努めます。

<具体的な取組>

- 「障害者地域自立支援協議会」における支援会議の充実、専門部会の設置運営、研修会や地域懇談会の開催等

(3) 専門相談機能の充実【重点取組】

身体障害者リハビリテーションセンター，こころの健康増進センター，発達障害者支援センターかがやきなどの専門相談機関において，ニーズに応じた相談支援を行っています。

<具体的な取組>

- 身体障害者リハビリテーションセンターにおける専門相談の実施【充実】
 - こころの健康増進センターにおける専門相談の実施【充実】
 - 発達障害者支援センターかがやきにおける専門相談の実施【充実】
 - 国や京都府への京都障害者就業・生活支援センター増設の要望
-

(4) 地域移行・地域定着の支援体制の強化【重点取組】

入所施設や精神科病院に入所・入院する人の地域への移行と定着を促進するため，地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置促進に取り組んでいます。

<具体的な取組>

- 地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置促進に向けた事業者への働きかけ【新規】
 - 入所施設や精神科病院をはじめ地域移行・地域定着に関わる機関及び事業者等の連携体制づくり【充実】
-

【施策目標 2】

自立した地域生活の促進

1 地域での自立した暮らしの充実



現状と課題

- 「障害者生活状況調査」では、居宅介護（ホームヘルプサービス）の利用について、「将来、必要になった時に利用したい」の比率が高くなっています。また、利用を希望する施設等については、「グループホーム・ケアホーム」や「老人ホームなどの施設」などの住まいの場のニーズが高くなっています。
- 障害者施策について、平成15年度から、サービスの利用に当たり措置から契約に変わり、障害のある人自身の意思を尊重した仕組みになりました。以後、平成18年度には「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人が地域で自立した生活が営めるように、障害種別ごとに提供されていたサービスの一元化とともに、障害福祉サービスの充実が図られてきました。
- 地域生活を支える障害福祉サービスについては、年齢や障害種別、障害の程度、利用時間帯などによっては利用が難しい場合もあります。
- 障害福祉サービスの今後の利用意向、障害の重度化、介護を担ってきた家族の高齢化、家族からの独立志向、地域移行・地域定着の普及などを考えれば、居宅介護や生活介護、グループホーム・ケアホームなどにおいて、サービス必要量のさらなる増大が予想されます。特に居宅介護については、介護を要する人が地域生活を送る上で不可欠なものであり、利用人数及び利用量ともに急速に増加していますが、今後もその傾向が続くものと考えられます。
- 「障害者生活状況調査」では、現在精神科病院に入院中の患者の入院期間は、「5年以上」が半数を超えており、長期入院の患者が多いことがうかがえます。また、病院に従事する専門職に入院患者の退院可能性を尋ねたところ、「環境が整えば、近い将来退院が可能」な人が27.9%を占めています。精神科病院からの地域移行を促進するためには、グループホーム・ケアホームなどの住まいの場の確保、訪問系サービス（居宅介護等）、日中活動系サービス（生活介護、短期入所、生活訓練等）や相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実など、地域生活を支援するサービスの基盤整備が重要となります。
- 医療的ケアが必要な人や強度行動障害などの重度障害のある人、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者など、様々な障害種別のニーズに対応できる地域の基盤が必要です。

- 「障害者自立支援法」の一部改正の成立（平成24年6月）により、平成26年度から、重度訪問介護の対象が拡大されます。今後、国の検討状況を踏まえながら、本市においても制度の周知や利用の拡大を図っていく必要があります。
- 居宅介護等の訪問系サービスについては、休日・夜間における長時間の支援が必要な場合等に、対応できるヘルパー数及び質の確保が求められています。また、生活介護等の通所系サービスにおいては、医療的ケア等の対応が必要な場合や、強度行動障害のある利用者への対応が必要な場合に、適切に対応できる支援員の確保が求められています。
- 「障害者自立支援法」の施行後、平成21年度、24年度と介護報酬の改定が行われ、障害福祉サービスに従事する職員への給与の改善が図られましたが、安定的な人材確保及び定着を図っていくためには、引き続き給与等の改善が求められています。
- 「障害者生活状況調査」では、身体障害のある人の約6割が年収200万円未満であり、知的障害のある人の7割台半ば、精神障害のある人の約5割台後半が年収100万円未満という状況です。福祉施策への要望においては、「公的年金等所得保障の充実」や「障害のある人の雇用促進」の比率の高さが目立っており、就労と所得保障を求める声の大きい状況にあります。

施策の方向性

（1）居宅介護等の充実【重点取組】

障害のある人が、住み慣れた地域で自立し安心して暮らすためには、一人一人のニーズに応じた支援とともに、家族支援を前提としない支援体制を作っていくことも必要です。このため、居宅介護等の訪問系サービスについては、障害のある人の在宅生活を支援する中核事業として、引き続き充実を図ります。

また、障害のある人の地域生活をきめ細かく支援する観点から、障害福祉サービスでは対応できない谷間にある支援ニーズへの対応に努めます。

<具体的な取組>

- 京都市障害福祉計画に基づく訪問系サービス（居宅介護等）の充実【充実】
- 京都市障害福祉計画に基づく移動支援等（地域生活支援事業）の充実【充実】
- 障害福祉サービスの対象外となる緊急的な介護者不在時や入院時などの介護支援の実施

*京都市障害福祉計画：国の定める基本指針に基づいて本市が策定する、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画。

(2) 日中活動の場の確保と支援の充実【重点取組】

障害のある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。

特に、生活介護や短期入所等については、利用者等からの切実な声やニーズの増加が見込まれる点を踏まえ、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害がある人及び難病患者並びにその家族が安定した生活を送ることができるよう拡充を図ります。

また、高次脳機能障害のある人についても、その尊厳が守られるとともに、社会の一員として自己実現できるような環境を整備し、支援を充実していきます。

<具体的な取組>

- 京都市障害福祉計画に基づく日中活動系サービス（生活介護、短期入所、生活訓練等）の充実【充実】
 - 重度障害のある人が多く利用する障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等の職員体制への支援【充実】
 - 高次脳機能障害のある人に対応する相談支援機関や障害福祉サービス事業所を後方支援する拠点の設置【新規】
-

(3) 住まいの場の確保と住環境整備【重点取組】

入所施設や精神科病院から地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化等から在宅では必要な支援が得られない場合や、家族から独立した生活を希望する場合等、障害のある人の地域生活を支援していくため、グループホーム等の充実を図ります。

また、单身の方を含めた公共・民間賃貸住宅などの住まいの確保についても支援を進めます。

併せて、障害のある人の自立の促進と日常生活の質の向上のために福祉用具等の利用を促進します。

<具体的な取組>

- 京都市障害福祉計画に基づく居住系サービス（グループホーム等）の確保と整備促進事業の実施【充実】
 - 公的な既存施設の活用を含めたグループホーム等の設置促進【新規】
 - 市営住宅における障害のある人の優先入居の実施
 - 重度障害のある人の住宅改修への支援
 - 福祉用具（補装具、日常生活用具等）の給付
-

(4) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、京都府と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、管理者等への研修機会を拡大し、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。

また、障害福祉サービス事業者への実地指導等によるサービス水準の向上を図るとともに、自立支援給付費の適正な支給に努めます。

加えて、障害のある人が、住み慣れた地域でより質の高い生活が送れるよう、リハビリテーションの質的向上や地域で円滑に提供できる体制づくりに取り組んでいきます。

<具体的な取組>

- 障害福祉サービス事業所職員を対象にしたサービスの質的向上研修の実施
 - 医療的ケアや行動援助等を行う介護職員に対する技術向上研修の実施
 - 障害福祉サービス事業者への集団指導や実地指導及び自己評価の促進等によるサービス水準の向上
 - 自立支援給付費の請求に係る点検強化等請求の適正化の推進〔充実〕
 - 京都市社会福祉審議会の検討結果を踏まえたリハビリテーション施策の推進〔新規〕
-

(5) 障害福祉サービスの安定的供給への取組

障害福祉サービス事業所の安定的な運営が確保されるとともに、事業所職員が確保しやすくかつ職員が安心して働き続けられるよう、国に対し、報酬水準の改善をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働きかけます。また、障害福祉サービス事業所等との連携の下、人材確保対策に取り組めます。

<具体的な取組>

- 国への障害福祉サービス事業所の人材確保や安定的な運営につながる報酬水準確保の要望
 - 障害福祉サービス事業所等による人材確保の取組に対する支援〔新規〕
-

(6) 所得保障の充実

各種年金制度や手当制度などが真に障害のある人の生活を支えるものとなるよう、その充実を国に要望していきます。

<具体的な取組>

- 国に対する障害年金及び障害者手当等の充実の要望
 - 重度障害のある外国籍市民に対する給付金の支給
-

2 保健医療の充実



現状と課題

- 障害のある人や難病を有する人が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療を受けられ、気軽に医学上の相談ができる体制などを充実することが必要です。また、市民が障害のある人の緊急時に的確に対応できるように、病院への緊急搬送や応急手当の普及啓発が必要です。
- 肢体障害のある人が地域生活を営むためには、在宅医療が必要であり、その提供体制の充実と合わせて、地域で円滑に利用できるシステムの構築が必要です。
- とりわけ、重度の障害や常時医療を必要とする場合には、福祉サービスに加えて訪問看護等の保健医療の面の充実もあわせて求められています。
- 「障害者自立支援法」の一部改正の成立（平成24年6月）により、平成25年度から、政令で定める難病を有する人も障害福祉サービス等の利用対象となります。難病を有する人は病状に波があることが多いため、適切な療養環境や生活の質が確保されるような支援が必要です。

施策の方向性

（1）障害の原因となる疾病の早期発見・早期支援

先天性代謝異常等検査，乳幼児健診，特定健診やがん検診等の各種検査・健診の実施により，障害の原因となる疾病を早期に発見し，早期の治療と適切な支援につなげます。

<具体的な取組>

- 「京都市民健康づくりプラン」に基づく取組の推進
- 健康診査や各種検診体制の充実と受診への積極的な勧奨
- 検診等により異常が発見された場合の適切な支援の実施

（2）ライフステージに対応した保健医療体制の充実

身体障害の原因となる疾病の治療，地域生活を維持するのに必要な保健医療サービスなど，ライフステージや個々の身体状態に対応した体系的な保健医療体制の充実に努めます。

また，身体障害の原因となる疾病の治療を支援するため，自立支援医療の活用を促進するとともに，治療時に係る利用者負担の軽減を国に要望する一方，低所得の重度障害のある人の医療等に係る経済的負担を軽減します。

<具体的な取組>

- 看護師等の専門的な人材の確保対策の推進
 - 京都市立病院機構における「心臓・脳・血管病センター」の設置や感染症医療、救急医療等の医療サービスの充実〔新規〕
 - 自立支援医療（更生医療・育成医療）に係る自己負担軽減の国への要望
 - 低所得の重度障害のある人の医療等に係る自己負担軽減の実施
-

（３）難病患者に対する支援

原因が不明で治療法が未確立な難病で悩む人に対し、専門の医師・看護師などによる相談の実施や患者間の交流を促進することにより、患者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

症状に波がある中、療養生活を送る難病患者に対し、保健センターの保健師等が家庭訪問等により支援するとともに、支援の対象となる難病の種類を拡充に向けて、国に要望を行っていきます。

<具体的な取組>

- 難病患者を対象とした専門家による医療相談の実施
 - 難病患者が交流できる機会の提供
 - 保健センターによる難病患者への療養支援の実施
 - 支援対象となる難病の種類を拡大に向けた国への要望〔充実〕
-

（４）救急救護体制の整備

障害のある人が生命に危険があるなどの緊急時において、適切な対応ができるよう、救急医療や急病救護に関する体制整備を図ります。

<具体的な取組>

- 障害のある人の緊急時に適切に対応できる救急医療・救急救護体制の整備
-

3 こころの健康づくりの推進



現状と課題

- 「精神疾患」の患者はうつ病患者や認知症患者を中心に増加しており、今では「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」及び「糖尿病」と並んで国民病の一つになっています。
- 精神疾患への対応は、予防、早期発見、治療・回復、社会復帰後の生活維持という経過を踏まえた体系的・総合的な支援が必要であり、京都府において、今後の対策を盛り込んだ医療計画の見直しが行われています。
- 精神疾患の患者が地域で生活していくためには、夜間であっても相談対応ができ、治療が提供できる精神科救急医療体制を整備しておく必要があります。また、救急を要する精神疾患患者の中には、身体疾患を合併する人もありますが、医療機関における身体合併症患者の受入体制は不十分な状況にあります。
- うつ病は、患者が増加しているだけでなく自殺との関連が指摘されており、うつ病に対する正しい知識の普及、早期発見・早期治療、相談機関のネットワーク体制づくりが必要となっています。
- 近年、京都市の自殺者数は300人前後で推移し、うつ病との関連も含めて、自殺対策は喫緊の課題となっており、市民ぐるみでの気づきと見守り、相談支援体制の充実など、総合的な対策を推進していく必要があります。
- ひきこもりによって社会生活が困難な人は多く存在しており、長期化を防ぐためにも、精神保健、医療、福祉及び教育などの専門相談機関や支援機関による連携した支援が必要です。

施策の方向性

(1) 精神疾患の早期治療の推進【重点取組】

精神疾患患者が急増しており、保健センター等のこころの健康相談機能の向上や職場におけるメンタルヘルス対策など、ライフステージに応じたこころの健康づくりに取り組めます。

また、発症からできるだけ早期に精神科医療に結びつくよう、精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及とともに、身近な相談支援体制の充実、かかりつけ医と精神科医の連携強化などに取り組めます。

さらに、認知症については、長寿すこやかセンターや地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医等の医療機関等と連携し、認知症の方や家族を支える取組を推進していきます。

<具体的な取組>

- こころの健康増進センターや保健センターにおけるこころの健康相談の実施
 - 京都産業保健センターや京都府と協力した職場のメンタルヘルス対策の推進〔充実〕
 - スクールカウンセラーによる子ども、保護者、教職員への専門的な助言の実施〔充実〕
 - 精神疾患や精神科医療の正しい知識を広めるための様々な手法を用いた啓発
 - 認知症の早期発見・早期相談・早期診断の支援〔新規〕
 - 一般科医と精神科医の交流会の開催等による連携体制づくり〔充実〕
-

(2) 精神疾患の治療・回復への支援【重点取組】

患者の状態に応じて、外来医療、デイケア、訪問診察、訪問看護及び入院医療等の精神科医療を適切に提供できる体制の整備を京都府に働きかけていきます。

また、精神疾患患者の地域生活を支えるため、症状悪化時の対応体制や自ら受診が困難な患者等への訪問支援（アウトリーチ）などの整備に努めます。

さらに患者・家族が社会から孤立することのないよう、患者の居場所づくりや患者・家族の交流などに取り組んでいきます。

<具体的な取組>

- 京都府に対する精神科医療を適切に提供できる体制づくりの働きかけ
 - 人権に配慮した適正な精神科医療の推進
 - 京都府との連携による夜間・休日に症状が悪化した場合にも対応できる精神科救急医療体制の確保
 - 京都府に対する医療及び福祉等の多職種による訪問支援（アウトリーチ）の拡大の働きかけ〔新規〕
 - 患者の居場所づくりや患者・家族と地域住民の「交流の場」の確保〔充実〕
 - 精神障害のある人のリハビリテーションの充実及び社会参加の推進
 - 自立支援医療（精神通院医療）に係る自己負担軽減の国への要望
-

(3) 身体合併症患者の医療対策の実施【重点取組】

身体合併症を有する精神疾患患者は救急搬送先の確保が難しく、救急救命センターや精神病床を有する総合病院等の受入促進のほか、一般医療機関と精神科医療機関の連携強化等に取り組んでいきます。

<具体的な取組>

- 京都府との連携による大学病院を含む精神病床のある総合病院での身体合併症患者受入の推進〔新規〕
 - 国に対する総合病院が受け入れた身体合併症患者に係る診療報酬改善の要望〔新規〕
 - 京都府との連携による一般医療機関と精神科医療機関の協力体制づくり〔新規〕
-

(4) うつ病対策の推進

市民を対象としたところの健康相談、講座及び広報誌等により正しい知識の普及を図るとともに、うつ病で体調をくずした人の多くが最初に内科等のかかりつけ医を受診することから、かかりつけ医・産業医と精神科医の連携強化を推進します。

<具体的な取組>

- うつ病に関する正しい知識の普及を図るための啓発や講演会等の実施
 - 適切な相談や医療につなげていくための保健医療のネットワークづくり
 - 国や京都府に対するうつ病患者の状態に応じて薬物療法や精神療法等の適切な精神科医療が提供できる体制づくりの働きかけ
-

(5) ひきこもり対策の推進

ひきこもりは、様々な要因との関わりがあることから、相談機関、教育機関、医療機関、家族団体、就労支援機関及び民間の支援団体などが相互に連携して、多面的かつ切れ目のない支援を行っていきます。

<具体的な取組>

- ひきこもり等社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援の実施
 - ひきこもり対策の中核となる「ひきこもり地域支援センター」の設置・運営〔新規〕
 - 学校や児童福祉センター等による不登校児童・生徒への支援の実施
 - ひきこもりの本人・家族の支援活動を行う民間事業者への支援
-

(6) 自殺対策の推進【重点取組】

「京都市自殺総合対策推進計画～きょう いのち ほっと プラン」に基づき、市民や関係機関・団体と連携して総合的な対策を推進します。

<具体的な取組>

- 自殺に大きく関係しているうつ病等に関する正しい知識の広報・啓発
 - 電話相談や関係機関との連携による相談体制の充実【充実】
 - 自殺のサインに気づき専門機関につなぐゲートキーパー等の人材育成【充実】
 - 自殺の危険性が高い自殺未遂者や自死遺族への支援
-